

## インフラ老朽化対策の今後の取組について

令和4年9月28日

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会

「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）」及び「インフラ老朽化対策の今後の取組について（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議。以下「平成29年申合せ」という。）」を踏まえ、次のとおり、インフラ老朽化対策に取り組むこととする。

- ① 「基本計画」においては、各「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」の策定期限は平成28年度中とされており、当該期限から5年超が経過しているところ、計画策定率を速やかに100%とする必要がある。このため、令和3年度末時点において、なお、策定が完了していない地方公共団体や所管法人等の計画策定主体に対し、関係する4省（総務省・厚生労働省・経済産業省・環境省）は、具体的な理由を主体別に個別に調査するとともに、速やかな行動計画の策定実現のため、例えば、計画の策定を補助金の要件としている取組等も参考としつつ、より具体的な方策等について令和4年度中に検討し、速やかに実施する。

本幹事会は、行動計画の策定状況の調査を継続し、その結果をとりまとめ、公表する。

- ② 「基本計画」及び「平成29年申合せ」においては、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」）」の策定期限は令和2年度中とされているところ、令和3年度末において、なお策定が完了していない分野がある。このため、令和3年度末時点において、策定が完了していない地方公共団体や所管法人等の計画策定主体に対し、各省庁は、速やかに個別施設計画を策定するよう、必要な支援を含め、所要の働きかけを行う。

本幹事会は、個別施設計画の策定状況の調査を継続し、その結果をとりまとめ、公表する。

- ③ 行動計画及び個別施設計画の策定主体は、策定した両計画を踏まえ、メンテナンスサイクルを確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換を図る。また、計画期間が超過したものについては、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を適切に更新する。

- ④ 各府省庁は、地方公共団体や所管法人等に対し、行動計画及び個別施設計画策定や対策推進に活用可能な財政的支援策、技術的支援策、その他の支援策について、その周知及び充実に努めるとともに、行動計画及び個別施設計画の適切な更新が図られるよう、必要に応じて所要の働きかけを行う。

以上